

市長選立候補予定者への質問書

様

2025年4月25日

特定非営利活動法人都市づくりNPOさいたま

私たちは、さいたま市の自治に関心を持ち、地域で活動する市民活動団体「特定非営利活動法人都市づくりNPOさいたま（=つくたま）」です。広く市民、企業、行政等との連携・協働のもとに、地域の自治とまちづくりに主体的、継続的に関わっていくことを目指し、2001年設立以来、活動を続けています。

そのため、新たに選ばれる市長の率いる行政と、いかに協働してさいたま市のまちづくりに取り組んでいけるかについて深い関心を抱き、2009年以来の市長選に際して候補予定者に質問書を提出してきました。

2020年に始まったコロナ禍をきっかけにさいたま市民の眼差しが地域に向けられることも多くなり、身近なまちづくりについて新たな課題に取り組もうとする機運も高まっていると考えられます。そのような背景も踏まえつつ、特に市民と行政の協働によるまちづくりを中心にあなたのお考えをお聞かせください。

以下の7項目13の質問について、あなたのお考えを200字程度でおまとめいただき、5月14日までに、文書あるいはメールにてご回答いただくお願いいたします。

政策的にご興味・ご関心のある質問のみへのご回答でも結構です。

ご回答の内容についてはつくたま会員内で共有するとともに、都市づくりNPOさいたまのホームページ（<https://www.tsukutama.info>）で公表することを予定しております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、お返事を心よりお待ちしております。

1) 市民と行政の協働の推進への取組みについて

さいたま市の総合振興計画の基本理念には「市民と行政の協働」が謳われており、「さいたま市市民活動および協働の推進条例」も制定されています。しかしながら、市民同士の協働は活発化しているものの、行政と市民の協働は限定的と言わざるを得ません。

Q 1 a 市民との協働において、現在の市役所職員の働き方をどのように評価しますか。また、今後どのような働き方を期待しますか。(200 字程度で)

Q 1 b 地域単位 (区より狭いエリア、あるいは区をまたぐエリア) のまちづくり、エリアマネジメントにおいては、行政とも協働した市民活動が重要であると考えられます。これを進めるためには、どのような仕組みや組織が必要と考えますか。(200 字程度で)

Q 1 c さいたま市に2か所設置されている「アーバンデザインセンター」の活動をどう評価しますか。また今後の展開をどのように考えますか。(200 字程度で)

2) 自治基本条例の制定について

さいたま市における自治基本条例の制定については、平成 22 年 4 月から 24 年 2 月までにわたって「さいたま市自治基本条例検討委員会」による精力的な検討が行われ、報告書が提出されています。しかしその後、行政、議会においても何らの検討もされずに放置されています。

私たちは、市民と行政、議会がさいたま市の自治の基本理念を共有するとともに、様々な場面でまちづくりに取り組む際の指針として、何らかの条例や憲章などが必要であり、これを市長のリーダーシップのもとに、実現してほしいと考えています。

Q 2 a あなたは、さいたま市において「自治基本条例」の制定が必要と考えておられますか。(200 字程度で)

Q 2 b あなたは、さいたま市における「自治基本条例」として、どのような条例がふさわしいと考えておられますか。(200 字程度で)

3) 市政における区役所の役割について

さいたま市には、10 の行政区が設置されています。東京の 23 区とは位置づけが異なりますが、「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」における区役所の役割にも、「3. 市民参加による地域の個性を生かしたまちづくりの拠点」と位置付けられています。

しかし、政令指定都市化から 22 年経った現在、区で行っていることは窓口サービスが中心であり、長年続いていた「区民会議」も廃止されてしまいました。

Q 3a さいたま市の区役所を「区民参加によるまちづくりの拠点」として捉えた場合、どのような役割を果たし得ると考えますか。 (200 字程度で)

Q 3b 「区民会議」が果たしてきた役割をどう評価しますか。また今後、このような区民が主体的に区のまちづくりについて考える場を設置する意向をお持ちですか。
(200 字程度で)

4) 公民連携事業の理念と進め方について

近年、まちづくりで「公民連携」の体制が取られることが多くなりましたが、ほとんどのケースで経済性や公契約のルールが重視されて営利企業がパートナーに選ばれ、結果としてまちづくりへの市民参加が十分ではないと感じます。公共事業・プロジェクトにおける公民連携については、整備に民間資金を活用するだけでなく、市民セクター・非営利セクター、大学等の参加により、公正で多様な市民のためになる事業を進めるべきと考えます。

Q 4 公民連携事業をどのように進めようとお考えですか。 (200 字程度で)

5) 文化芸術を活かすまちづくりの進め方について

さいたま市では、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づくまちづくり施策を実施してきました。私たちは、さいたま国際芸術祭の過去 3 回の開催やアーツカウンシルさいたまの創設などこれまでの取り組みを評価するとともに、今後の展開に注目しています。

Q 5 文化芸術を活かすまちづくりをどのように進めようとお考えですか。 (200 字程度で)

6) 生物多様性の保全と回復について

生物多様性の保全と回復については、2030年までに自然環境の減少を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」が世界的な約束となっており日本はこれをリードしています。

ネイチャーポジティブの実現には、現存する当たり前の自然環境をできるだけ保全・再生することが重要です。現在、首都高速さいたま新都心線の延伸や与野中央公園におけるアリーナ建設などの開発等に伴う、自然環境の減少も懸念しています。

Q 6 a さいたま市でのネイチャーポジティブの取り組みの現状をどのように評価し、今後どのような政策が必要とお考えですか。 (200字程度で)

Q 6 b 公共事業に伴う自然環境の保全についてどのようにお考えですか。
(200字程度で)

7) 農業・農地の未来について

近年、特に都市や近郊の農地は、食糧生産の場としての機能のみならず、自然環境の保全や治水・水源涵養機能、ヒートアイランドの抑制、市民の憩いやさまざまな体験の場など、多面的な機能をもつ「農的な空間」として一層注目されています。

さいたま市は歴史的に農業が盛んで、現在でも全国の政令市の中で特に農業が盛んな地域です。市街地と農地が隣り合う風景はさいたま市の特徴でもあります。しかし、生産緑地から特定生産緑地へと移行した2022年には、農地の1割強が継続を断念し宅地化の道を選択しました。また、農業従事者の高齢化が顕著で農家数の急減が見込まれており、農業や農地を維持するためには新たな担い手の育成が急務と考えます。

Q 7 a さいたま市の農業・農地の現状と課題をどのように評価されていますか。
(200字程度で)

Q 7 b さいたま市の農地が多面的な機能を発揮するためにどのような政策が必要とお考えですか。 (200字程度で)

質問は以上です。よろしくお願いいたします。

私たちについて

ホームページ：<https://www.tsukutama.info/>

note：<https://note.com/tsukutama>

つくたまの20年～市民主体のまちづくり（つくたま20周年記念誌）：

https://tsukutama.info/download/tsukutama-20th_sec.pdf

連絡・送付先： 〒336-0917

さいたま市緑区芝原2-16-21 地域生活デザイン内

特定非営利活動法人都市づくりNPO さいたま 事務局

電話&ファックス 048-876-1782

Eメール jimu@tsukutama.info